

監査報告

国立大学法人法第 11 条第 6 項および国立大学法人法施行規則第 1 条の 2 第 5 項、並びに国立大学法人法第 35 条の 2 において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人北海道国立大学機構の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの第 21 期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、令和 6 年度北海道国立大学機構監事監査計画に基づき、理事長、大学総括理事、理事、内部監査部門である監査室およびその他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて監査室と連携し、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部、小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学において、業務および財産の状況を調査しました。

また、本機構におけるガバナンス体制や理事長、大学総括理事、理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）および附属明細書）、事業報告書および決算報告書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 業務の実施状況および中期目標の実施状況

国立大学法人北海道国立大学機構の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、および中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 内部統制システムの整備および運用に関する状況

内部統制システムの整備および運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(3) 役員の不正行為および法令等に違反する事実の有無

役員職務の執行に関し、不正の行為または法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められません。

(4) 事業報告書

事業報告書は、北海道国立大学機構の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和7年6月13日

国立大学法人北海道国立大学機構
理事長 長谷山 彰殿

監事

柏木 真

監事

伊藤 香範

監事

布施 伸枝